

岩手県企業局管理規程第9号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月14日

岩手県企業局長 石田知子

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(報告セグメントの区分)</p> <p>第149条の5 府令第40条第2項に規定する報告セグメントの区分は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める区分とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>報告セグメントの区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>工業用水道事業</td><td><u>第一北上中部工業用水道事業、第二北上中部工業用水道事業</u></td></tr></tbody></table>	事業	報告セグメントの区分	[略]		工業用水道事業	<u>第一北上中部工業用水道事業、第二北上中部工業用水道事業</u>	<p>(報告セグメントの区分)</p> <p>第149条の5 府令第40条第2項に規定する報告セグメントの区分は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める区分とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>報告セグメントの区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>工業用水道事業</td><td><u>北上中部工業用水道事業</u></td></tr></tbody></table>	事業	報告セグメントの区分	[略]		工業用水道事業	<u>北上中部工業用水道事業</u>
事業	報告セグメントの区分												
[略]													
工業用水道事業	<u>第一北上中部工業用水道事業、第二北上中部工業用水道事業</u>												
事業	報告セグメントの区分												
[略]													
工業用水道事業	<u>北上中部工業用水道事業</u>												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の企業局会計規程は、令和3年度の事業年度から適用し、令和2年度以前の事業年度については、なお従前の例による。